

和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱（平成19年8月21日制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事等において、入札・契約制度の透明性・公平性・競争性の確保と入札参加者の負担軽減を図るために実施する郵便入札について、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる建設工事等）

第2条 郵便入札の対象となる建設工事等は、次のとおりとする。

- （1）制限付一般競争入札に付する工事
- （2）公募型指名競争入札に付する工事（ただし、電子入札システムにより入札を行う場合は除く。）
- （3）設計金額30万円を超える業務委託のうち、指名通知等において「郵便による入札」として指定する業務委託（ただし、電子入札システムにより入札を行う場合は除く。）
- （4）設計金額300万円を超える通常型指名競争入札に付する物品
- （5）前4号のほか、市が指名通知等において「郵便による入札」として指定するもの

（入札書等の郵送方法）

第3条 入札参加者は、入札書及び積算内訳書（建設工事又は積算内訳書の提出を求められた入札に限る。以下「入札書等」という。）を次項及び第3項に規定する方法により、あらかじめ指定する日（以下「配達指定日」という。）に入札担当課に到達するように郵送しなければならない。

2 入札書等を郵送する際は、所定の事項をすべて記入し、本市へ登録の使用印又は実印（以下「登録印」という。）を押印した上で、配達日指定郵便又は配達時間帯指定郵便（配達時間帯の区分が午前8時から午前12時までに限る。）により、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送しなければならない。ただし、郵送料は入札参加者の負担とする。

3 前項の規定による郵送は、別紙1にさだめる入札書等郵送用指定封筒（以下「指定封筒」という。）で郵送しなければならない。

（入札書の保管等）

第4条 市長は、前条の規定により入札書等が入札担当課に到達したときは、これを開封せず、開札日時まで厳重に保管するものとする。

2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することができない。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けないものとする。

(入札の辞退)

第5条 入札の辞退においては、配達指定日までに辞退届を提出すること。

- 2 当該入札の開札前に、他の発注機関の入札を落札したため配置すべき技術者等の配置ができなくなった場合に限り、当該入札の開札前までに書面による申出により入札の辞退を認めるものとする。

(開札の立会い)

第6条 郵便入札の開札については、入札参加者の中から入札立会人を1人選任し、立合わせるものとする。なお、立会人の選任方法については、別紙2のとおりとする。

- 2 選任された入札立会人は、やむを得ない理由がある場合を除き、立会いを辞退することができないものとする。
- 3 入札立会人が代理人の場合は、委任状を必要とする。
- 4 開札時になっても入札立会人が全て参集しないときは、当該入札事務執行者以外の職員が立会い、開札する。
- 5 入札立会人は、当該入札終了後に入札立会確認書に記名・押印しなければならない。
- 6 入札参加者は、1業者1名に限り開札を傍聴することができる。

(開札)

第7条 開札は、公告等に記載した開札日時に行うものとする。

- 2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。この場合において、入札立会人が抽選を行うものとする。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 設計図書等の配付を受けていない者のした入札
- (3) 一枚の指定封筒に、複数の入札案件の入札書等を同封した入札
- (4) 同一の入札案件について複数の入札書等を提出した入札
- (5) 入札書等の記載が不明瞭なもの及び記名押印を欠く入札
- (6) 入札書記載の金額を訂正した入札
- (7) 第3条に規定する方法以外の方法で入札書等を提出した入札
- (8) 入札書等が第3条第1項の指定する日以外の日に到達した入札(第10条の規定により、入札を延期した場合を除く。)
- (9) 指定封筒に件名、差出人名等が記載されていないもの、件名が確認できないもの又は指定封筒に登録印で封かん(割印)のないもの
- (10) 指定封筒記載の件名、差出人名と同封された入札書の件名、商号又は名

称が相違するもの

- (1 1) 積算内訳書の提出を求められた入札で、積算内訳書の提出がないもの
- (1 2) 積算内訳書の提出を求められた入札で、積算内訳書の合計額と入札書の金額が同一の金額でないもの
- (1 3) 建設工事において、複数の入札案件に入札参加申請を行った場合、落札した段階で工期が重なっている同じ技術者を配置している以後の入札（申請書に他に配置可能な技術者等の記載がある場合を除く。）
- (1 4) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反してなされたもの

(入札の失格)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (2) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (3) 入札執行者及び職員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
- (4) 事前公表された予定価格を上回る価格の入札
- (5) 事前公表された最低制限価格を下回る価格の入札
- (6) その他入札執行者において失格と認めた入札

(入札の延期、中止)

第10条 市長は、郵便事情等による事故、不正な行為又は災害その他必要があるときと認めるときは、入札の延期又は中止をすることができる。

(入札結果等の公表)

第11条 市長は、落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に通知するとともに入札結果を公表する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年9月28日から施行する。ただし、第2条第2号の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成21年1月9日）

この訓令は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成28年11月21日）

この訓令は、平成28年11月21日から施行する。

附 則（平成30年6月21日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和4年2月24日）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月18日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和7年7月3日）

1 この訓令は、令和7年8月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱の規定は、令和7年8月1日以後に指名又は公告等する入札について適用し、同日前に指名又は公告等した入札については、なお従前の例による。

別紙1（第3条関係）

指定封筒（表）

①	一般書留の配達日指定郵便	切手貼付欄 郵便局の 窓口へお出 しください。
②	簡易書留の配達日指定郵便	
③	一般書留の配達時間帯指定郵便(午前8時～正午)	

※上記のいずれかの方法で郵送してください

行

入 札 書 等 在 中

指定封筒（裏）

配達指定日	年 月 日
入札日	年 月 日
件名	

割印

割印

割印

差 出 人	住 所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
	電話番号	

- ・指定封筒は、入札担当課から配布されたもの、もしくは、同内容を記載したものとする。
- ・使用する封筒は長形3号で内容の見えないものとする。

別紙2（第6条関係）

入札立会人選任方法

1 立会人として選任する入札参加業者の通し番号の付番方法。ただし、事前に辞退届の提出のある業者は除く。

- (1) 制限付一般競争入札の場合は、入札参加申請の受付順
- (2) 公募型指名競争入札の場合は、入札参加申請の受付順
- (3) 通常の指名競争入札の場合は、入札関係図書配付通知書（FAX等）の返信確認順

2 入札参加業者数に応じて立会人として選任する業者の通し番号。

- (1) 入札参加業者数に応じて下記の表により該当した通し番号の1者を立会い業者とする。

入札参加業者数	立会人として選任する者の通し番号
2者	2
3者以上 5者以下	3
6者以上 7者以下	6
8者以上 10者以下	8
11者以上 20者以下	11
21者以上	21

- (2) 立会いを辞退した場合は、次順の通し番号の業者を選任する。最後の通し番号の業者が立会いを辞退した場合は、通し番号1に戻すとする。

例：①1→2 通し番号1の業者が辞退の場合は、通し番号2の業者を立会人に選任

3 開札日時になっても立会人が全て参集しないとき（立会人の書類不備も含む。）は、当該入札執行者以外の職員が立会い、開札する。